

令和2年10月1日から

異なるワクチンの予防接種の接種間隔が変更になります



『改正前 令和2年9月30日まで』

接種ワクチン	間隔	次に接種するワクチン
注射生ワクチン BCG、MR、水痘、おたふく	27日以上 →	注射生ワクチン 経口生ワクチン 不活化ワクチン
経口生ワクチン ロタウイルス		
不活化ワクチン B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、 四種混合、日本脳炎、HPV	6日以上 →	



『改正後 令和2年10月1日～』

接種ワクチン	間隔	次に接種するワクチン
注射生ワクチン BCG、MR、水痘、おたふく	27日以上 →	注射生ワクチン
	制限なし →	経口生ワクチン 不活化ワクチン
経口生ワクチン ロタウイルス	制限なし →	注射生ワクチン
不活化ワクチン B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、 四種混合、日本脳炎、HPV		経口生ワクチン 不活化ワクチン

- ・同一のワクチンを複数回接種する場合の接種間隔については、変更ありません。
- ・適切な間隔で接種をすすめてください。



問い合わせ先
榛東村保健相談センター
☎0279-70-8052

